

平30福個答申第11号

平成31年2月18日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(中央区総務部総務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、平成28年12月28日付け中区総第386号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第118号

「保険年金課が有する請求者に関する福岡市国民健康保険に係る情報の一切に記載された個人情報」の一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「保険年金課が有する請求者に関する福岡市国民健康保険に係る情報の一切に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）に関し、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分のうち、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第20条第3号に該当し、非開示としている部分は、開示することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成28年10月24日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

① 平成28年10月13日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「中央区役所保険年金課が保有する請求者に関する福岡市国民健康保険に係る情報の一切」

② 平成28年10月24日、実施機関は、本件個人情報について、その一部が条例第20条第2号、第3号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

③ 平成28年12月5日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、おおむね次のように主張している。

① 実施機関が条例第20条第2号に該当するとしている部分に関して、実施機関はこれまで一度も母と接触した事実はなく、私としか接触はない。また、本件国民健康保険は、母が誤って世帯主とされているが、被保険者は私のみであり、実質私の健康保険である。行政の誤りがなければ、本来名実ともに私の保険であり、私が本件個人情報の主である。なお、当方から擬制世帯主という手続・意思表示

等は一切行っていない。

実施機関もこれらを承知のうえ、私を当事者と認識のうえで、これまで本件国民健康保険に係る情報を私に口述開示している。

- ② 実施機関が条例第20条第3号に該当するとしている部分については、当方はそのような情報は求めている。
- ③ 実施機関が条例第20条第6号に該当するとしている部分については、本件国民健康保険に関し、実施機関から当方への訪問・架電などの「折衝」はこれまで一切なく、事態の解決に動いたことはなく、実施機関が主張している情報はないものと推定される。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年7月18日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 本件審査請求を踏まえ再検討した結果、条例第20条第2号に該当するとしている部分のうち審査請求人が既に知っていると解されるもの、同条第3号に該当するとしている部分のうち法人の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがないもの、及び同条第6号に該当するとしている部分のうち国民健康保険料（以下「国保料」という。）徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものについては、同条各号に規定する非開示情報に該当しないことから開示することとした。

また、同条第3号に該当するとしている部分の一部及び同条第6号に該当するとしている部分の一部について、別紙のとおり非開示理由の訂正を行った。

- ② 本件においては、審査請求人の母が世帯主、審査請求人は世帯員であるため、本件個人情報の中には母に関する個人情報が多く含まれている。母に関する個人情報のうち、氏名・住所・年齢等、請求人が既に知っている又は当然に知り得る情報であり、且つ社会通念上相当であると認められる情報以外は、条例第20条第2号に該当する。
- ③ 本件個人情報の中には、システム画面のレイアウト等のシステム開発業者による事業情報が含まれている。これらを公にすることは、他の法人から模倣される見込みがあり、競争上の地位やその他正当な利益を害すると認められることから、条例第20条第3号に該当する。
- ④ 本件個人情報のうち、国保料納付に関する交渉記録は、記録した情報を基にして、今後の当該滞納者に対する国保料徴収についての方針を立案する際の参考にする目的で作成している。納付折衝の記録や財産調査の結果を基に、当該滞納者に対する交渉方針・催告方法・滞納処分の実行可能性等を見定め、滞納解消に向けた国保料徴収方針を検討する。これには担当職員の心証までも記載されること

になり、交渉記録は国保料徴収事務に当たり、極めて重要な役割を果たすものである。

これらの情報を開示した場合、国保料の徴収に係る滞納整理を進める上で今後の方針等が明らかにされるとともに、滞納整理は通常どの滞納者等に対しても同様の流れで行う事務であることから、実施機関における調査の手法や時期などを始めとした財産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあり、滞納者が財産の隠蔽や処分等を行い、差押え等を回避することが容易となる相当の蓋然性があると認められる情報については、条例第20条第6号に該当する。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、「世帯員全員の国民健康保険上の資格に関わる基本データ」及び「納付義務者の納付に関する相談記録等の情報や収納状況」である。

実施機関は、再検討した結果、本件個人情報の一部がなお条例第20条第2号、第3号及び第6号に該当し、非開示とすべきとしている。

そこで、当審議会では、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分について、条例第20条第2号、第3号及び第6号の該当性を検討する。

(2) 条例第20条第2号該当性について

条例第20条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては、開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報等、同号ただし書アからエに規定する一定の場合を除いて、非開示とする旨定めている。

実施機関は、本件個人情報のうち、世帯主である審査請求人の母の個人番号、滞納額、その他審査請求人の母に送付した書類の発送記録等について、審査請求人以外の個人に関する情報であるとして、非開示としている。

当審議会が確認したところ、当該部分には審査請求人以外の個人に関する情報が記載され、条例第20条第2号ただし書アからエには該当しないと認められることから、同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(3) 条例第20条第3号該当性について

条例第20条第3号は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

実施機関は、本件個人情報のうち、システム画面のレイアウト等のシステム開発業者による事業情報については、これらを公にすることは他の法人から模倣される見込みがあり、競争上の地位やその他正当な利益を害すると認められるとして、非開示と

している。また、当該業者との契約において、「受注者が発注者に提供するソースプログラム内の基本ソフトパッケージ部分については、受注者は発注者に対して使用権のみ許諾するものとし、著作権は発注者に帰属しない。」と定めていることも、非開示とする理由に挙げている。

当審議会において著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）等を確認したところ、法第18条第1項の規定により、著作権者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を有するとされている。なお、公衆とは、社会一般の不特定の人々を指すところ、法第2条第6号の規定により、法にいう公衆には、特定かつ多数の者も含むことになる。

また、法第21条の規定により、著作権者は、その著作物を複製する権利を専有するとされている。ただし、法第30条第1項の規定により、著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、その使用する者が複製することができる。

システム画面のレイアウト等のシステム開発業者による事業情報については、当該部分が著作物でまだ公表されていないとしても、特定の個人である保有個人情報の開示請求者に当該部分を開示することは、公衆に提供し、又は提示することには当たらず、法第18条第1項に規定する公表権を侵害しないと考えられる。

また、保有個人情報開示請求においては、請求者は特定の個人に限られ、その使用目的もおおむね私的使用と考えられることや、法第30条第1項の規定による複製権の制限があることに鑑みれば、当該部分を開示することは、法第21条に規定する複製権を侵害しないと考えられる。

よって当該部分は、開示することにより、当該法人の権利を害するおそれがあるものとは認められない。

次に、条例第20条第3号に規定する「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人の公正な競争関係における地位や、ノウハウ、信用等法人の運営上の地位等を指し、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められるところ、当該部分は、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

よって当該部分は、条例第20条第3号に該当せず、開示することが妥当である。

(4) 条例第20条第6号該当性について

条例第20条第6号柱書は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

実施機関は、本件個人情報のうち、国保料徴収方針や担当職員の心証等を開示した場合、国保料の徴収に係る滞納整理を進める上で今後の方針等が明らかにされるとともに、実施機関における調査の手法や時期などを始めとした財産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあり、滞納者が財産の隠蔽や処分等を行い、差押え等を回避することが容易となる相当の蓋然性があると認められることを理由に、非開示としている。

当審議会が確認したところ、当該部分には国保料徴収方針や担当職員の心証等が記

載され、開示することにより、国保料の徴収に係る滞納整理を進めるうえで支障を及ぼすおそれを否定できないことから、同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成28年12月28日	審査庁から諮問
平成29年 3 月30日	実施機関から弁明意見書を受理
平成30年 5 月23日（第192回審査請求部会）	審議
平成30年 7 月18日（第193回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成30年 7 月30日（第194回審査請求部会）	審議
平成30年 8 月27日（第195回審査請求部会）	審議
平成31年 2 月13日（第201回審査請求部会）	審議

別紙

実施機関が再検討した結果、条例第20条第3号ではなく、条例第20条第2号、第6号に該当するものとして非開示理由の訂正を行った部分

実施機関が条例第20条第2号に該当するものとして非開示理由を訂正した部分	
	個人コード（母）
	個人No.
	個人番号
実施機関が条例第20条6号に該当するものとして非開示理由を訂正した部分	
	「送付先」の上段の非開示部分及び同頁「送付先」右の「住所」の上段の非開示部分
	「世帯構成」の「氏名」の右3箇所及び「住民区分」の右2箇所の非開示部分

実施機関が再検討した結果、条例第20条第6号ではなく、条例第20条第2号に該当するものとして非開示理由の訂正を行った部分

実施機関が条例第20条2号に該当するものとして非開示理由を訂正した部分	
	「世帯構成」の滞納額及び「最終収納額」下の滞納額
	H○.○.○付「経過記録」から1・2行下の非開示部分、6・7行下の非開示部分及び10行下の非開示部分